

各位

2017/01

公益社団法人 日本オペレーションズ・リサーチ学会

事務局長

マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提供に関して一お願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、学会活動へのご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成28年1月より社会保障や税の分野で個人番号（マイナンバー）の利用が開始されたことに伴い、学会として「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務」に利用するために、学会からの年間（1月～12月）報酬支払総額が5万円（源泉所得税含）以上となる支払先（国内居住者の個人）の方からは、個人番号を入手する（学会に届け出ていただく）必要がございます。

つきましては、誠にお手数ではございますが、必要事項をご確認のうえ期日までにご提出くださいますよう、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

総額5万円（源泉所得税含）以上の方へ

1) 学会からの年間報酬支払総額5万円（源泉所得税含）以上の方には、学会事務局よりマイナンバー提供依頼文書を貴殿ご自宅へ郵送いたしますので、同封の「平成28年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」内容をご確認の上、**番号確認書類**、**ご本人確認書類**を同封の返信用簡易書留（切手貼済）にて学会事務局へご提出くださいますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

◇番号確認書類：番号通知の写し

◇ご本人確認書類：自動車運転免許証・パスポート等顔写真添付の写し

2) 学会事務局から本件以外で、貴殿のマイナンバー提供をお願いすることはございません。

3) 1月中旬から下旬頃にかけて学会事務局から貴殿ご自宅宛に送付する「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」は、法定調書提出義務者といたしまして、学会から税務署へ提出する法定調書にのみ、貴殿の番号を記載いたします。

なお、お預かり致します個人番号関係書類につきましては、税務署届出後は直ちに廃棄処分し、事務局内での保存等は一切致しません。（次年度以降 必要時 恐縮ですが再度のお願いをいたします）

【連絡先】

〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-13-5 サシ・カピタル7F

公益社団法人 日本オペレーションズ・リサーチ学会 事務局長 滝沢壽樹

TEL.03-3851-6100 e-mail : takizawa@orsj.or.jp